

仕様書

1. 件名

ファイアウォールシステムの保守

2. 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下、当機構という)LANへの各種不正攻撃を阻止する基幹部ファイアウォールの安定稼働を図るため、各機器の保守と稼働に必要なライセンス更新を行うものである。

3. 保守期間

2026年3月1日～2028年8月31日(30カ月)

4. 保守対象機器設置場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 本部
〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

5. 保守対象機器と更新対象となるライセンス

「別紙 対象機器・ライセンス一覧」を参照

6. 業務内容

保守期間中、保守対象機器について、以下に示す対応を行うこと。

- (1) 「別紙 対象機器・ライセンス一覧」のうち、備考欄に「ライセンス更新対象」と記載された品名のものについては、保守期間中の利用に必要となるライセンス更新をすること。
- (2) パラメータの設定変更及び利用方法等についての技術サポートに対応すること。
なお、対応時間は平日9時00分から17時00分までとする。
- (3) 障害が発生した場合は、翌平日中にオンサイトにて障害切り分け及び障害復旧作業に着手すること。なお、対応時間は平日9時00分から17時00分までとする。
- (4) 障害復旧作業に要する部品及び出張費等の費用を本契約に含めること。
- (5) 緊急性のあるバグ情報等が発見された場合、速やかに情報を提供すること。また、受注者と当機構担当者との協議の結果、ソフトウェアバージョンアップが必要であると判断した場合には、オンサイトによるバージョンアップ作業を行うこと。
- (6) 障害復旧作業及びバージョンアップ作業後、作業報告書(日本語記述)を速やかに提出すること。
- (7) 技術サポート・障害受付に関して、統一された受付窓口を設けること。

7. 提出図書

以下の書類を提出すること。提出する媒体は、電子媒体1部とする。

(1) 保守体制表（保守開始日までに）

保守体制および連絡先を記載した説明資料

(2) 作業報告書（障害復旧作業及びバージョンアップ作業後速やかに）

障害復旧作業及びバージョンアップ作業が発生した場合のみ提出

8. 検査

当機構職員が、以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

(1) 保守期間中において、上記「7. 業務内容」に示す業務が行われたこと。

(2) 上記「8. 提出図書」で要求する書類が提出されていること。

9. その他

(1) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

(4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

(5) 本件の履行にあたり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。

(6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。

(7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。

(8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。

(9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。

(10) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。

(11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しす

べての責任を負うこと。

- (12) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (13) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
- (14) 仕様書及び「別紙 保守対象機器一覧」上疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議の上決定するものとする。

(要求者)

部課名：情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課

氏名：小湊 紳司

選定理由書

1. 件名	ファイアウォールシステムの保守
2. 選定事業者名	キヤノン IT ソリューションズ株式会社
3. 目的・概要等	<p>外部のネットワークと QST 基幹ネットワーク（以下「QST 基幹 LAN」という。）との間にファイアウォールシステムを構築・運用することで、外部から QST 基幹 LAN への不正攻撃の防御や QST 基幹 LAN から悪意のある宛先への通信遮断を行っている。現行のファイアウォールシステムは令和3年3月から運用が開始され、ハードウェアの EOL（製品サポート終了）である令和10年8月31日まで利用することが決まっている。また、運用開始時に不正通信防御のために購入したファイアウォール用のライセンス（=5年分）が令和8年2月28日有効期限切れとなることから、継続利用するためのライセンスも併せて購入が必要となる。</p> <p>本件は、QST 基幹 LAN に属する PC 等の機器が安全に通信するための要であるファイアウォールシステムを安定稼働させることを目的としている。</p>
4. 希望する適用条項	<p>政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続について 第25条第1項第3号②</p> <p>（その他既調達物品等に連接して使用し又は提供させる物品等又は特定役務）</p>
5. 選定理由	<p>本件は、令和3年2月にキヤノン IT ソリューションズ株式会社（以下「CITS 社」という。）が一般競争入札により構築したファイアウォールシステムについて、EOL である令和10年8月31日までの期間、安定的な運用を確保するために実施する保守業務である。</p> <p>当該ファイアウォールシステムは、QST の業務環境に合わせ、ハードウェアの冗長化や仮想化等の設計を行ったうえで、複数メーカーの製品を組み合わせて CITS 社が独自に構築したものであり、詳細な構成情報や運用に係る技術的ノウハウは外部に公開されていない。</p> <p>本システムの保守対応にあたっては、構築時から携わってきた CITS 社のみが有する非公開の技術情報を前提とした対応が不可欠であり、他事業者が対応した場合には、障害やインシデント発生時における原因特定や復旧対応の迅速かつ適切な対応が困難である。また、当該ファイアウォールは QST 基幹 LAN の防御を担う重要なシステムであり、その構成情報は厳重に管理すべき性質のものであることから、保守仕様の詳細を一般に開示することは、情報セキュリティ上も不利である。さらに、本</p>

件に含まれるライセンス更新作業においては、機器情報とライセンス情報と一緒に把握したうえでの対応が必要であり、構築事業者である CITS 社以外の者が実施した場合、障害発生時の切り分けや復旧対応が困難となる。

以上、本件保守業務を CITS 社以外の者に施工させることは困難であることから、同社を契約相手方として選定する。